

Newsletter

April 2016

中東・アフリカニュースレター vol. 21

宇宙ビジネスの実務と法 第1回 民間による宇宙ビジネスに向けて —日本でも新たな宇宙関連2法案を閣議決定

受賞
Tier 1
in the Middle East

The Legal 500
2015



2016年3月22日、日本とアラブ首長国連邦（UAE）は、宇宙に関する研究開発、人材育成、産業の発展に係る交流・協力を推進していくことを発表した。UAE政府は2021年の建国50周年記念にむけて火星探査計画を国家事業として推進しており、また、日本政府も宇宙分野における活動及び国際協力を進めている。これら両国の活動を踏まえ、日本とUAE双方にとって有益であろうとの理解のもと、上記のような交流・協力が確認された。また同時に、UAEのムハンマド・ビン・ラシード宇宙センターと三菱重工業株式会社による打上げサービス契約の署名も行われた¹。

世界の宇宙活動の動向 —国家産業から民間ビジネスへのシフト

かつて、人工衛星やロケット打上げなどの宇宙活動は、宇宙開発競争や共同開発・共同利用といった国家レベルで行われていた産業であった。しかし近年、海外の例をみても、老舗からベンチャーまで様々な企業が積極的に宇宙ビジネスに参入している。

これまで世界の宇宙産業を牽引してきた米国では、シリコンバレーのIT企業やベンチャーキャピタルなどが積極的に宇宙ビジネスに投資を行っている²。背景には、米国政府とNASA（National Aeronautics and Space Administration）が2000年代以降進めてきた宇宙産業の商業化政策の影響があるといわれている³。

また、欧州では、欧州各国が共同設立したArianespace社が、民間通信衛星の打上げを各国から受注しており、2014年9月時点で商業打上げ市場において約60%にも上る高いシェアを維持している⁴。

中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域へ進出を検討する日本企業に対し、東京事務所を窓口とした国際的ワンストップショップサービスを提供し、専門性を視野に入れた現地弁護士の人選・紹介から案件全体の品質や費用の統括・管理まで、同地域におけるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスを行っています。詳細はホームページをご覧ください。

中東・アフリカ ニュースレターの配信者追加・削除をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

¹ 日・UAE 間の宇宙分野における協力に関する式典について（内閣府宇宙戦略室）：

<http://www8.cao.go.jp/space/kokusai/uae.pdf>

² 宇宙輸送を業務とする SpaceX 社は、2015年1月 Google 及び Fidelity から10億ドルの出資を受け入れることを発表した。

(SpaceX 社 HP:<http://www.spacex.com/news/2015/01/20/financing-round>)

³ NASA は、国際宇宙ステーションの輸送に関して、2006年にCOTS（Commercial Orbital Transportation Services）、2008年にCRS（Commercial Resupply Services）の各プログラムを打ち出し、民間企業の参入を促進している。

⁴ Arianespace 社 HP プレスリリース：

<http://www.arianespace.com/press-release/world-satellite-business-week-2014-a-rich-harvest-of-contracts-for-arianespace/>

中国も、近年軍民一体で宇宙開発を進めており、2022年までに有人宇宙ステーション「天宮」の打上げを予定している。2016年1月、米国や日本が共同運営している宇宙ステーションISS（International Space Station）の2024年までの稼働延長が決定されたが⁵、仮にISSが停止することになれば、中国の「天宮」運用開始後は、同国のみが有人宇宙ステーション保有国となる可能性もある。

このように世界中で民間による宇宙ビジネスが勢いを増す中、我が国においても、2015年8月に「宇宙システム海外展開タスクフォース」が立ち上げられた。このタスクフォースは、官民一体となって商業宇宙市場の開拓に取り組むことに主眼を置いており、今般のUAEとの協力体制の確立や、火星探査機打上げサービスの受注などはその成果の現れといえる。（なお、UAEから受注した火星探査機を搭載するロケットは、2020年に種子島宇宙センターから打上げられる予定である。）さらに、このような民間事業者による宇宙活動の促進や、その基盤となる制度インフラの整備を目的として、宇宙活動に関連する法案の整備も進みつつある。

日本でも新たな宇宙関連2法案を閣議決定

政府は、2016年3月4日、（1）「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案」および（2）「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案」を閣議決定し、第190回国会に提出した。現在、2法案は衆議院において審議中である。

（1）「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案」

同法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて人工衛星打上げや落下等により生ずる損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的としている。同法律案の概要は、以下の通りである⁶。

（a）人工衛星等の打上げに係る許可制度

- ・国内に所在する打上げ施設を用いた人工衛星等の打上げについて、打上げの都度許可を受けなければならない許可制を採用する。
- ・ロケットの型式及び打上げ施設について、基準への適合性に関する事前認定制度を導入する。

（b）人工衛星の管理に係る許可制度

- ・国内に所在する人工衛星管理設備を用いた人工衛星の管理について、人工衛星ごとに許可を受けなければならない許可制を採用する。

（c）第三者損害の賠償制度

- ・ロケット落下等損害は打上げを行う者の無過失責任及び責任集中とし、人工衛星落下等損害は人工衛星の管理を行う者の無過失責任とする。
- ・打上げ実施者に対して損害賠償担保措置を講じる義務を課すとともに、民間保険契約では埋めることのできないロケット落下等損害の賠償については政府が補償することを可能とする。

（d）内閣総理大臣による監督

- ・内閣総理大臣は、打上げ実施者や人工衛星管理者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令等を行う。

⁵ White House プレスリリース：
<https://www.whitehouse.gov/blog/2014/01/08/obama-administration-extends-international-space-station-until-least-2024>

⁶ 内閣府 HP 第190回通常国会提出法案「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案」概要：<http://www.cao.go.jp/houan/doc/190-3gaiyou.pdf>

民間事業者による宇宙ビジネスの活発化に応じて同法律案が制定

同法律案は、宇宙条約第6条を受けて調査・審議されていたものであるが、同宇宙条約第7条及び宇宙損害責任条約は、宇宙活動に起因する損害について、「打上げ国」（宇宙物体を打上げ、又は行わせる国）が無過失賠償責任を負う旨を定めている。これらの条約には、当該条約が採択された1960~70年代の時代背景が色濃く映し出されている。すなわち、当時は、米ソ対立を背景に国家が安全保障を念頭に宇宙開発にしのぎを削っていた時代であり、民間による宇宙活動はほとんど想定されていなかった。そのため、民間事業者の宇宙活動により生じた損害であっても、当該民間事業者を監督する立場である国家が直接国際社会に対して責任を負うものとされていたのである⁷。

しかし、上記条約が採択された時代から約半世紀が経ち、民間事業者による宇宙ビジネスへの参入が活発化する中で、我が国でも、宇宙活動に関連する法律を制定する必要性が高まってきた。というのも、上記条約を民間宇宙ビジネスの時代に適応させるかたちで履行していかなければならず、また、それに付随して生じうる損害等について公共の安全を確保し、かつ、制度インフラを整えることにより宇宙ビジネス全体を発展させていく必要が出てきたのである。そして、そのような必要性に応じるかたちで、同法律案が閣議決定されるに至った。

同法律案の具体的内容と予想される法的論点

まず、打上げ・管理に係る許可につき、同法律案は、許可申請に必要な書類等や許可基準について規定している。技術的な許可基準については内閣府令で定めるとされているところ、人工衛星等という最先端の分野であるため、内閣府令でより具体的で明確なルール設定がなされることが必要となる。また、技術的基準以外に「人工衛星の利用の目的及び方法」が基本理念や諸条約の趣旨に沿っているかどうかも許可基準とされているが、国家安全保障や国家間取引といった外部的要因によって、不許可とされるおそれもある。

同法律案は、人工衛星等の打上げに伴い発生した第三者損害の賠償について、打上げ実施者の無過失責任とし、責任を集中させる旨規定しているが、さらに、その損害の発生の原因について他に責任を負うべき者がいる場合の求償権についても規定している。故意に損害を生じさせた者への求償権の行使や、下記の民間保険契約及び政府との補償契約の制度との関係で、求償権の行使がどの範囲で認められるのか等が問題となりうる。

また、当該第三者損害の賠償について、打上げ実施者に締結等が義務付けられた民間保険契約を基礎として、さらに政府との補償契約で損害をカバーするという制度を採用している。この制度は、打上げ実施者の偶発的な賠償負担を保険料等の経常的支出に転化することにより、宇宙産業の健全な発達を図ると同時に、被害を受けた第三者の保護を図ること等を目的としている。さらに、損害賠償責任を打上げ実施者に集中させることで、打上げ実施者に機器・部品を供給した事業者の法的地位の安定を図り、宇宙ビジネスの裾野産業育成も視野に入れた検討がなされているようである。この制度につき、内閣府令で定めるとされている民間保険契約の具体的内容（保険金額や保険責任期間等）や、政府との補償契約の内容が問題となる。政府は、日本式人工衛星やロケットの海外受注を目指すにあたり、これまで販売後は海外で打上げがなされることが多かったところ、今後は日本国内での打上げや地上システムの利用も併せた受注を視野に入れている。政府補償契約により、事業者の損害賠償リスクの定量化がなされ、また、ルールが明確化されることで、事業リスクの低減や予見可能性が高まることが期待される。

⁷ 「宇宙ビジネスのための宇宙法入門」（小塚壮一郎、佐藤雅彦編著）P. 7-8

その他、現在計画途中であったり既に関連する契約を締結済みの打上げに対する影響や、通信・放送衛星分野における電波法・電気通信事業法上の手続との関連など、論点は多岐にわたるため、今後の動向に注視していく必要がある。

(2) 「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案」

同法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的としている。なお、同法律案で言う「衛星リモートセンシング記録」とは、人工衛星に搭載したセンサーにより地球表面を観測し、記録したものを言う。同法律案の概要は、以下の通りである⁸。

(a) 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

- ・衛星リモートセンシング装置の使用を許可制とし、不正使用防止措置、申請受信設備以外での使用禁止、申請軌道以外での機能停止、使用終了時の措置等の義務を課す。

(b) 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

- ・衛星リモートセンシング記録保有者は、(c) の認定を受けた者、特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。

(c) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

- ・衛星リモートセンシング記録を取り扱う者は、記録の区分に従い、記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

(d) 内閣総理大臣による監督

- ・内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者、衛星リモートセンシング記録保有者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令等を行う。

リモートセンシングに関する国際的動向と日本での動き

国際的動向として、まず、国連総会決議において、1986年にリモートセンシング法原則宣言が採択されている。同宣言は、リモートセンシング分野における国際的な協力の強化に寄与するという観点から原則を定めており、地球の自然環境の保護や自然災害に関する情報を入手した場合には当該情報を関係諸国に公表・通知する旨等が宣言されている。また、2003年に開催された第一回地球環境サミットでは、世界中に個別に存在する様々な地球観測データについて、国際連携の下、当該観測データやサービスを世界共通に利用できる基盤システム・全地球観測システムを構築することが提唱された。さらに、2005年にはGEOSS（全球地球観測システム）10年実施計画が承認され、2015年2月の国連総会においては、地球規模の測地基準座標系を加盟国全体で連携維持していくとの決議案が承認された。これら一連のリモートセンシングに関する宣言・計画等においては、国内法規制を考慮しつつも、完全且つ自由な情報提供・情報共有が推奨されており、情報利用への制限は最低限にとどめるという基本的考えが示されている。

⁸ 内閣府 HP 第 190 回通常国会提出法案「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案」概要：<http://www.cao.go.jp/houan/doc/190-4gaiyou.pdf>

本ニューズレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。



伊藤（荒井）三奈
オフ・カウンセラー
Tel: 03 6271 9727

mina.arai-ito@bakermckenzie.com



多根井 健人
アソシエイト
Tel: 03 6271 9704

kento.tanei@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

www.bakermckenzie.co.jp

上記のような国際的動向を受けて、我が国においても、衛星リモートセンシング政策を推進する必要性が生じてきた。衛星リモートセンシングに関しては、近年の技術向上により精度の高い情報取得が可能となり、また、アクセス困難な地域等も含めて情報を収集することができるため、その適切な利用を促す仕組みが求められている。他方で、人工衛星のセンサーで地球表面を観測することで、宇宙から他国の状況が容易に把握できることになるため、そうして得た情報のデータ化の適法性や、衛星リモートセンシングがテロリストなどに悪用されるおそれなど、様々な問題もある。さらに、民間事業者が遵守すべき基準・ルールを事前に明確化することにより、事業リスクを低減し、予見可能性の向上に資するものであり、新産業・新サービスの振興のための制度的インフラとしても重要であるとされた。これらの理由により、衛星リモートセンシング記録の取扱いについての法制度が閣議決定されるに至った。

同法律案に関する論点

他方で、同法律案については、懸念点も指摘されている。衛星リモートセンシング活動を許可制とすることで産業発展の足かせになるおそれがある点、データプライバシーの観点から情報の入手や公表をどのような範囲で認めるかという点、さらには、上記の通り国際的には情報利用への制限を最低限にとどめるという基本的考えが示されている中、その考えとのバランスをどのようにとっていくかという点などが挙げられる。

衛星リモートセンシング記録から得られる情報は、安全保障、地域監視、気象観測、地図作成、資源探査のほか、自然災害の軽減・予防等様々な分野で活用されるものであり、気候変動などの地球環境問題への活用にも期待が集まっている。上記の通り様々な懸念点はあるが、衛星リモートセンシングを適切に活用することで、大きな産業発展が期待できるであろう。

宇宙ビジネスのこれから

昨今、宇宙活動が国家産業から民間ビジネスに移行しつつあるなか、日本でもようやく宇宙活動に関する法案が制定されようとしている。宇宙関連の法整備が進めば、人工衛星等の機器部品製造業や打上げ事業はもちろん、通信・放送衛星事業や、民間保険契約に関する保険商品、さらには、人工衛星等の打上げをパッケージ化して海外に販売するというビジネスも盛り上がりを見せるであろう。また、衛星リモートセンシングについて言えば、既存の事業にとどまらず、記録を活用した新たなIT事業が発展していく可能性もある。さらには、スペースデブリに関するビジネスも発展の余地がある。

冒頭で述べた日本とUAEの協力体制は、これから始まる宇宙ビジネス時代の幕開けにすぎない。無限に広がる宇宙ビジネスの可能性に向けて、今後の動向に注視していきたい。

弊所中東アフリカグループ代表・伊藤(荒井)三奈は、内閣府宇宙戦略室・宇宙システム海外展開タスクフォース(共同開発・共同利用による地球観測等の可能性検討会、宇宙システム海外展開戦略の策定調査、新たな海外展開ビジネスモデル創出に向けた検討会など)にオブザーバー参加しています。